

前橋市建設工事総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象工事は、設計金額1億円以上の条件付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) I型

入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

(2) II型

入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事

2 前項の規定により総合評価落札方式を適用する対象工事は、前橋市建設工事等業者選定審査会の審議を経て選定するものとする。

(評価及び審査方法)

第3条 総合評価落札方式による評価の方法は、次の各号によるものとする。

(1) 総合評価点 価格点と価格以外の評価点を総合した評価点

(2) 価格点 入札価格に基づいて算定した評価点

(3) 価格以外の評価点 施工計画及び施工能力等から算定した評価点

2 前項各号の評価点は、別記に定める「落札者決定基準」に基づき配点するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価落札方式の実施にあたり、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、前3項に規定する意見聴取を行うため、「前橋市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。委員会の運営等については、別に定めるものとする。

（落札者決定基準の決定）

- 第5条 市長は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

（評価項目算定資料の提出）

- 第6条 総合評価落札方式により発注しようとするときは、入札に際し、以下に掲げる価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「評価項目算定資料」という。）の提出を求めるものとする。

評価項目算定資料	提出書類	I 型	II 型
総合評価方式における評価項目算定資料の提出について	（様式第1号）	○	○
企業工事成績対象工事一覧	（様式第2号）	○	○
施工実績評価資料	（様式第3号）	○	○
I S O 及びエコアクション21取得評価資料	（様式第4号）	○	○
指名停止評価資料	（様式第5号）	○	○
若手・女性人材活用計画書	（様式第6号）	○	○
本店、支店及び営業所評価資料	（様式第7号）	○	○
地元企業活用計画書	（様式第8号）	○	○
技術者雇用評価資料	（様式第9号）	○	○
地域防災力評価資料	（様式第10号）	○	○
配置予定技術者工事成績対象工事一覧	（様式第11号）	○	○
配置予定技術者施工実績等評価資料	（様式第12号）	○	○
配置予定技術者継続教育評価資料	（様式第13号）	○	○
施工計画書	（様式第14号）	○	

- 2 入札者は、評価項目算定資料を指定した日までに提出しなければならない。
- 3 提出した評価項目算定資料の変更は認めないものとする。
- 4 評価項目算定資料の一部若しくは全部を提出しない者又は提出した評価項目算定資料に記名押印をしない者（押印を省略した場合にあって「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号を記載しない者）のした入札は、無効とする。

（落札候補者の決定）

- 第7条 次の各号のいずれの要件も満たす入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

- (1) 評価項目算定資料を提出した者
- (2) 入札価格が予定価格以下であり、かつ、前橋市建設工事低入札価格取扱要領（平成12年2月10日伺定め）に規定する失格価格以上である者
- (3) 入札書が無効でない者

2 総合評価点の最も高い者が2者以上いるときは、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。

3 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、前橋市建設工事低入札価格取扱要領の規定に基づき、調査を実施するものとする。

4 入札者が前橋市特定建設工事共同企業体運用基準で定める共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合は、共同企業体の構成員ごとに評価項目算定資料の提出を求め、価格以外の評価点に出資比率を乗じた点数（小数点以下第4位を四捨五入）を合計した点数とするものとする。

（落札者の決定）

第8条 前条により決定された落札候補者を落札者と決定するものとする。ただし、第4条第2項及び第3項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者から意見を聴かなければならないとされたものについては、意見聴取を実施し、当該意見聴取の結果を考慮し、落札者を決定するものとする。

2 前項により落札者が決定したときは、決定結果を入札者に通知するものとする。また、総合評価に関する評価調書（様式第15号）を公表するものとする。

（入札参加者への周知）

第9条 この要領に基づき総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、入札参加者に対し、次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること
- (2) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること
- (3) 評価項目算定資料を提出すること
- (4) 落札者決定基準及び決定方法に関すること
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること

（価格以外の評価内容の確保）

第10条 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を講じることとする。

2 施工計画書に記載された事項については、その履行を確保するため、契約締結に際し施工計画書の写しを契約書に添付することとし、施工計画書の内容が達成されなかった場合は、受注者の責に帰すことが出来ない事由によると市長が認めた場合を除き、施工計画の評価点に基づき算定された違約金として、施工計画の評価点に1を加えた

数値に契約締結時の請負代金額を乗じ、総合評価点で除した額(小数点以下切り捨て)を指定した期間内に支払わなければならないものとする。また、この場合において契約書は、末尾に次の条文を加えて用いるものとする。

(施工計画書)

第 条 受注者は入札の際に提出した施工計画書に基づいて、その内容を達成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施工計画書の内容が達成されなかったときは、受注者の責に帰すことが出来ない事由によると発注者が認めた場合を除き、施工計画の評価点に基づき算定された額(小数点以下は切り捨てる。)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、違約金の額は次の式により算定する。

$$\text{違約金の額} = \text{当初請負代金額} \times \left(1 + \frac{\text{受注者の施工計画の評価点}}{\text{受注者の総合評価点}} \right)$$

3 前項における契約書に添付する施工計画書の写しは、その内容について市長が認めた場合、修正することができるものとする。

4 若手・女性人材活用計画書又は地元企業活用計画書の内容が達成されなかった場合は、市長が認めた場合を除き、工事成績評定において減点するものとする。

(秘密の保持)

第11条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領による改正後の前橋市建設工事総合評価落札方式実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別記（第3条関係）

落札者決定基準（I型）

1 総合評価の算定方法

総合評価は、入札者の入札価格に基づいて算定した「価格点」と入札者が提出した評価項目算定資料から施工能力等を算定した「価格以外の評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

総合評価点＝価格点（最大70点）＋価格以外の評価点（最大30点）

2 価格点の算定方法

価格点＝配点70点 × 最低価格／入札価格（その値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、評価項目及び評価基準に基づき算定した評価点の合計とする。共同企業体の場合は、全構成員別に算定した評価点の合計に出資比率を乗じて得た点数の合計とする（その値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

4 評価項目及び評価基準

区分	評価項目	配点	評価基準	評価点	備考（添付資料等）
企業 関	1 企業工事成績評定 ・当該年度の前4年度における本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の工事成績評定点の平均値（その	2.0 点	80点以上	2.0点	・評価項目算定資料には、工事成績評定結果の通知されたすべての工事（特定建設工事共同企業体の構成員としてのものを含む。）について記載すること。
			65点超80点未満	$(\text{平均値}-65) \times 2.0/15\text{点}$	

係 評 価 項 目	値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)により評価する。		65点	0点	・対象となる評定点が無い場合は平均値を65点とみなす。
			65点未満	$(\text{平均値}-65) \times 2.0 / 15\text{点}$	
	2 企業の優良工事の受賞 ・当該年度及び当該年度前3年度における本市発注(水道局発注を含む。)の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	2.0点	表彰有り	表彰回数 $\times 0.5\text{点}$ 〔最大2.0点〕	・本評価項目における優良建設工事表彰とは、前橋市優良建設業者表彰要綱(平成6年3月25日伺定め)第3条第1項に規定する表彰をいう。
			無し	0点	
	3 企業の施工実績 ・公告日時点において評価対象工事を施工した実績により評価する。	1.0点	4年以内の実績有り	1.0点	・CORINS登録の工事は、評価項目算定資料にCORINS登録番号を記載すること。CORINS登録の内容で評価対象工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しを添付すること。 ・CORINS登録以外の工事は、評価対象工事の条件が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
			4年を超える実績有り	0.5点	
			実績無し	0点	
	4 ISO等の認証取得 ・公告日時点において有効な、ISO9001、ISO14001及びエコアクション21の認証取得の有無により評価する。	2.0点	ISO9001、ISO14001双方を取得	2.0点	・評価項目算定資料には、本店又は委任を受けた営業所で認定を受けた対象工事の業種に該当する認証のみを記載すること。 ・登録証、付属書がある場合は付属書の写しを添付すること(認定範囲、日付等が確認できること)。 ・日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付すること。(認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、日本語訳を作成すること。)
			ISO9001、エコアクション21双方を取得	1.5点	
			ISO9001、ISO14001のいずれかを取得	1.0点	
			エコアクション21を取得	0.5点	
			無し	0点	

	5 指名停止の状況 ・当該年度及び当該年度前4年度における本市からの指名停止の有無により評価する。	0点	指名停止有り	指名停止日数× －0.1点 〔最大－3.0点〕	・評価項目算定資料には、指名停止通知書に記載のある内容を記入すること。
			無し	0点	
	6 若手・女性人材活用計画 ・公告日時点において40歳未満の技術者（若手技術者）又は女性技術者を現場代理人、主任技術者又は担当技術者として常駐又は専任で配置する場合に評価する。	2.0点	若手かつ女性技術者の活用有り	2.0点	・現場代理人又は担当技術者は、開札日時点において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある対象工種に対応する2級施工管理技士補以上の資格を有する者とする。 ・担当技術者は、契約工期中に継続して工程管理、品質管理、安全管理、施工上の課題への対応及び発注者との協議に係る資料作成等の技術的業務に従事する者を評価する。 ・年齢、資格を証明する書類の写し、女性にあっては女性を証明する書類の写しを添付すること。 ・受注者の提出した若手・女性活用計画が達成されなかった場合は、工事成績評定点の減点を行うものとする。
			若手技術者又は女性技術者の活用有り	1.0点	
			活用無し	0点	
	7 施工計画の評価（技術提案等） ・工程管理に係わる技術的所見、材料等の品質管理に係わる技術的所見、施工上の課題に関する技術的所見、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項、上記以外の項目について評価する。 ・1項目当たり最大2.0点とし、施工計画の評価点の合計は最大8.0点とする。	8.0点	内容が優れており、特に工夫が見られる。	2.0点	・評価項目算定資料には、提示された一つの課題に対し1項目以上提案することとし、最大6項目まで提案できることとする。 ・1項目あたりの文字数は、200文字以内とする。 ・項目数を超えている場合又は文字数を超過している施工計画の評価は無効とする。 ・必要に応じ、説明図・写真等を補足説明資料として枠内に添付することとし、施工計画書の枚数は、最大でA4版3枚までとする。
			内容が優れており、工夫が見られる。	1.5点	
			内容が適切であり、工夫が見られる。	1.0点	

社会的 条件 関係 評価 項目			内容の一部が評価できる。	0.5点	受注者の提出した施工計画の内容が達成されなかったときは、受注者の責めに帰すことができない事由による場合を除き、違約金を支払うものとする。
			内容が一般的な事項である。	0点	特定建設工事共同企業体の場合にあつては、代表者が提出すること（代表者以外の構成員は提出不要）。
	8 地域内における本支店、営業所等の有無 ・公告日時点において本市内の営業拠点の有無により評価する。	1.0点	本店有り	1.0点	- 評価項目算定資料には、公告日時点における本店、支店又は営業所の所在地について記載すること。 - 支店又は営業所については、建設業法第七条に該当する委任営業所で市内又は県内のものを評価する。
			支店、営業所有り	0.5点	
			拠点無し	0点	
	9 地元企業の活用計画 ・地元企業の活用率で評価する。 ・地元企業の活用率は次の算式によって算定し、小数点以下は切り捨てとする。 《算 式》 地元企業の活用率＝（地元企業による施工金額及び地元企業からの資材調達金額の合計／元請金額）×100	3.0点	90%以上	3.0点	本項目における地元企業とは、本市に法人市民税の納税義務を有し、かつ、本市内に本店、支店、営業所若しくは工場等を有している法人又は本市に市県民税の納税義務を有する個人事業主とする。
			70%以上90%未満	2.0点	一部を地元以外の企業が施工する場合は、相当する施工金額を控除する。ただし、地元以外の企業が更にその一部を地元企業に施工又は地元企業から資材調達を行う場合にあつては、それに相当する金額を地元企業の活用とする。
			50%以上70%未満	1.0点	- 地元企業を活用する場合にあつては、市税証明書の写しの提出を求めることがある。 - 工事完成時の地元企業の活用率が、受注者の提出した地元企業の活用率の評価基準の範

			50%未満	0点	囲の下限を下回った場合は、工事成績評定点の減点を行うものとする。 ・特定建設工事共同企業体の場合にあっては、代表者が提出すること（代表者以外の構成員は提出不要）。
	1 0 技術者の雇用（新規若年技術職員確保） ・公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている新規若年技術職員の育成及び確保の該当の有無により評価する。	1.0点	該当 非該当	1.0点 0点	
	1 1 地域防災力 ・当該年度の前2年度における本市が管理する社会資本の維持修繕に関し、応急対策又は本市との災害時における応急対策活動に関する協定を締結した団体としての活動実績の有無により評価する。	1.0点	3回以上の実績有り 3回未満の実績有り 実績無し	1.0点 0.5点 0点	・応急対応実績は、当該活動の内容を客観的に証明できるもの（新聞の写し、写真等）及び本工事の公告日時点で有効な協定書の写しを添付すること。 ・協会等の代表者が前橋市と締結している協定書の写しを提出する場合は、申請者が当該協会等に所属していることが確認できる資料を併せて提出すること。
技術者関係評価項目	1 2 配置予定技術者工事成績評定 ・当該年度の前4年度における主任技術者又は監理技術者として携わった本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の工事成績評定点の平均値（その値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により評価する。	2.0点	80点以上 65点超80点未満 65点 65点未満	2.0点 $(\text{平均値}-65) \times 2.0/15\text{点}$ 0点 $(\text{平均値}-65) \times 2.0/15\text{点}$	・評価項目算定資料には、主任技術者又は監理技術者として携わった工事成績評定結果の通知されたすべての工事（特定建設工事共同企業体としてのものを含む。）について記載すること。 ・対象となる評定点が無い場合は平均値を65点とみなす。

	1 3 配置予定技術者の優良工事の受賞 ・当該年度及び当該年度の前3年度における主任技術者又は監理技術者として携わった本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	2.0点	有り	表彰回数×1.0点 〔最大2.0点〕	・本評価項目における優良建設工事表彰とは、前橋市優良建設業者表彰要綱（平成6年3月25日伺定め）第3条第1項に規定する表彰をいう。
			無し	0点	
	1 4 配置予定技術者の施工実績 ・公告日時点において主任技術者、監理技術者又は担当技術者として評価対象工事を施工した実績により評価する。	1.0点	4年以内の実績有り	1.0点	・会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も評価対象とする。 ・CORINS 登録の工事は、評価項目算定資料にCORINS 登録番号を記載すること。CORINS 登録の内容で評価対象工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しを添付すること。 ・CORINS登録以外の工事は、評価対象工事の条件が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
			4年を超える実績有り	0.5点	
			実績無し	0点	
	1 5 配置予定技術者の継続教育 ・当該年度の前2年度における主任技術者又は監理技術者としての所有資格に関するCPDの取り組みを評価する。	2.0点	10単位以上	2.0点	・会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も評価対象とする。 ・各所属団体が発行する証明書の写しを添付すること。
			10単位未満	1.0点	
			取り組み無し	0点	

評価項目及び評価基準における対象工種は、次の工種とする。

〇〇〇〇工事

評価項目及び評価基準における評価対象工事は、次の条件を満たす工事とする。

平成〇〇年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる〇〇〇〇工事の施工実績があること。
（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
工事内容：〇〇〇〇〇〇〇〇

工事種別：○○○○○

面 積：○○○○m²以上

落札者決定基準（Ⅱ型）

1 総合評価の算定方法

総合評価は、入札者の入札価格に基づいて算定した「価格点」と入札者が提出した評価項目算定資料から施工能力等を算定した「価格以外の評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

総合評価点＝価格点（最大 70 点）＋価格以外の評価点（最大 30 点）

2 価格点の算定方法

価格点＝配点 70 点 × 最低価格／入札価格（その値に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、評価項目及び評価基準に基づき算定した評価点の合計とする。共同企業体の場合は、全構成員別に算定した評価点の合計に出資比率を乗じて得た点数の合計とする（その値に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

4 評価項目及び評価基準

区分	評価項目	配点	評価基準	評価点	備考（添付資料等）
企業関係評	1 企業工事成績評定 ・当該年度の前 4 年度における本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の工事成績評定点の平均値（その値に小数点以下第 3 位未満の端数が	3.0 点	80 点以上	3.0 点	・評価項目算定資料には、工事成績評定結果の通知されたすべての工事（特定建設工事共同企業体の構成員としてのものを含む。）について記載すること。 ・対象となる評定点が無い場合は平均値を 6
			65 点超 80 点未満	$(\text{平均値} - 65) \times 3.0 / 15 \text{ 点}$	

評価項目	あるときは、これを四捨五入する。）により評価する。		65点	0点	5点とみなす。
			65点未満	$(\text{平均値}-65) \times 3.0 / 15\text{点}$	
	2 企業の優良工事の受賞 ・当該年度及び当該年度前3年度における本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	3.0点	表彰有り	表彰回数 $\times 1.0$ 点 〔最大3.0点〕	・本評価項目における優良建設工事表彰とは、前橋市優良建設業者表彰要綱（平成6年3月25日伺定め）第3条第1項に規定する表彰をいう。
			無し	0点	
	3 企業の施工実績 ・公告日時点において評価対象工事を施工した実績により評価する。	2.0点	4年以内の実績有り	2.0点	・CORINS 登録の工事は、評価項目算定資料にCORINS 登録番号を記載すること。CORINS 登録の内容で評価対象工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しを添付すること。 ・CORINS登録以外の工事は、で評価対象工事の条件が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
			4年を超える実績有り	1.0点	
			実績無し	0点	
	4 ISO等の認証取得 ・公告日時点において有効な、ISO9001、ISO14001及びエコアクション21の認証取得の有無により評価する。	2.0点	ISO9001、ISO14001双方を取得	2.0点	・評価項目算定資料には、本店又は委任を受けた営業所で認定を受けた対象工事の業種に該当する認証のみを記載すること。 ・登録証、付属書がある場合は付属書の写しを添付すること（認定範囲、日付等が確認できること）。 ・日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付すること。（認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、日本語訳を作成すること。）
			ISO9001、エコアクション21双方を取得	1.5点	
			ISO9001、ISO14001のいずれかを取得	1.0点	
			エコアクション21を取得	0.5点	
			無し	0点	
	5 指名停止の状況 ・当該年度及び当該年度前4年度にお	0点	指名停止有り	指名停止日数 $\times -0.1$ 点 〔最大-3.0点〕	・評価項目算定資料には、指名停止通知書に記載のある内容を記入すること。

	ける本市からの指名停止の有無により評価する。		無し	0点	
	6 若手・女性人材活用計画 ・公告日時点において40歳未満の技術者（若手技術者）又は女性技術者を現場代理人、主任技術者又は担当技術者として常駐又は専任で配置する場合に評価する。	2.0点	若手かつ女性技術者の活用有り 若手技術者又は女性技術者の活用有り 活用無し	2.0点 1.0点 0点	・現場代理人又は担当技術者は、開札日時点において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある対象工種に対応する2級施工管理技士補以上の資格を有する者とする。 ・担当技術者は、契約工期中に継続して工程管理、品質管理、安全管理、施工上の課題への対応及び発注者との協議に係る資料作成等の技術的業務に従事する者を評価する。 ・年齢、資格を証明する書類の写し、女性にあっては女性を証明する書類の写しを添付すること。 ・受注者の提出した若手・女性活用計画が達成されなかった場合は、工事成績評定点の減点を行うものとする。
社会的条件関係評価項目	7 地域内における本支店、営業所等の有無 ・公告日時点において本市内の営業拠点の有無により評価する。	1.0点	本店有り	1.0点	・評価項目算定資料には、公告日時点における本店、支店又は営業所の所在地について記載すること。 ・支店又は営業所については、建設業法第七条に該当する委任営業所で市内又は県内のものを評価する。
			支店、営業所有り	0.5点	
			拠点無し	0点	
	8 地元企業の活用計画 ・地元企業の活用率で評価する。 ・地元企業の活用率は次の算式によっ	3.0点	90%以上	3.0点	・本項目における地元企業とは、本市に法人市民税の納税義務を有し、かつ、本市内に本店、支店、営業所若しくは工場等を有している法人又は本市に市県民税の納税義務

	て算定し、小数点以下は切り捨てとする。 《算 式》 地元企業の活用率＝（地元企業による施工金額及び地元企業からの資材調達金額の合計／元請金額）×１００		70%以上90%未満	2.0点	を有する個人事業主とする。 - 一部を地元以外の企業が施工する場合は、相当する施工金額を控除する。ただし、地元以外の企業が更にその一部を地元企業に施工又は地元企業から資材調達を行う場合にあっては、それに相当する金額を地元企業の活用とする。 - 地元企業を活用する場合にあっては、市税証明書の写しの提出を求めることがある。 - 工事完成時の地元企業の活用率が、受注者の提出した地元企業の活用率の評価基準の範囲の下限を下回った場合は、工事成績評定点の減点を行うものとする。 - 特定建設工事共同企業体の場合にあっては、代表者が提出すること（代表者以外の構成員は提出不要）。
			50%以上70%未満	1.0点	
			50%未満	0点	
	9 技術者の雇用（技術職員数） - 公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている技術職員数により評価する。 - 技術職員数は次の算式により算定する。 《算 式》 技術職員数＝技術職員数欄における一級の合計欄の数値＋監理補佐の合計欄の数値＋基幹の合計欄の数値＋二級の合計欄の数値＋その他の合計欄の数値	1.0点	50人以上	1.0点	
			20人以上50人未満	0.5点	
			20人未満	0点	

技術者関係評価項目	1 0 技術者の雇用（新規若年技術職員確保） ・ 公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている新規若年技術職員の育成及び確保の該当の有無により評価する。	1.0点	該当	1.0点	
			非該当	0点	
	1 1 地域防災力 ・ 当該年度の前2年度における本市が管理する社会資本の維持修繕に関し、応急対策又は本市との災害時における応急対策活動に関する協定を締結した団体としての活動実績の有無により評価する。	1.0点	3回以上の実績有り	1.0点	・ 応急対応実績は、当該活動の内容を客観的に証明できるもの（新聞の写し、写真等）及び本工事の公告日時点で有効な協定書の写しを添付すること。 ・ 協会等の代表者が前橋市と締結している協定書の写しを提出する場合は、申請者が当該協会等に所属していることが確認できる資料を併せて提出すること。
			3回未満の実績有り	0.5点	
			実績無し	0点	
	1 2 配置予定技術者工事成績評定 ・ 当該年度の前4年度における主任技術者又は監理技術者として携わった本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の工事成績評定点の平均値（その値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により評価する。	4.0点	80点以上	4.0点	・ 評価項目算定資料には、主任技術者又は監理技術者として携わった工事成績評定結果の通知されたすべての工事（特定建設工事共同企業体としてのものを含む。）について記載すること。 ・ 対象となる評定点が無い場合は平均値を65点とみなす。
			65点超80点未満	$(\text{平均値}-65) \times 4.0/15\text{点}$	
			65点	0点	
			65点未満	$(\text{平均値}-65) \times 4.0/15\text{点}$	
	1 3 配置予定技術者の優良工事の受賞 ・ 当該年度及び当該年度の前3年度における主任技術者又は監理技術者として携わった本市発注（水道局発注	3.0点	有り	表彰回数×1.0点 〔最大3.0点〕	・ 本評価項目における優良建設工事表彰とは、前橋市優良建設業者表彰要綱（平成6年3月25日伺定め）第3条第1項に規定する表彰をいう。

	を含む。)の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。		無し	0点	
1 4	配置予定技術者の施工実績 ・ 公告日時点において主任技術者、監理技術者又は担当技術者として評価対象工事を施工した実績により評価する。	2.0点	4年以内の実績有り	2.0点	・ 会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も評価対象とする。 ・ CORINS 登録の工事は、評価項目算定資料にCORINS 登録番号を記載すること。CORINS 登録の内容で評価対象工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しを添付すること。 ・ CORINS 登録以外の工事は、評価対象工事の条件が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
			4年を超える実績有り	1.0点	
			実績無し	0点	
1 5	配置予定技術者の継続教育 ・ 当該年度の前2年度における主任技術者又は監理技術者としての所有資格に関するC P Dの取り組みを評価する。	2.0点	10単位以上	2.0点	・ 継続教育（C P D）の評価対象団体は、建設系C P D協議会に加盟している団体及び建築C P D運営会議に加盟している団体とする。 ・ 会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も評価対象とする。 ・ 各所属団体が発行する証明書の写しを添付すること。
			10単位未満	1.0点	
			取り組み無し	0点	

評価項目及び評価基準における対象工種は、次の工種とする。

〇〇〇〇工事

評価項目及び評価基準における評価対象工事は、次の条件を満たす工事とする。

平成〇〇年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる〇〇〇〇工事の施工実績があること。
（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

工事内容 : ○○○○○○○○

工事種別 : ○○○○○

面 積 : ○○○○m² 以上

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

総合評価落札方式における評価項目算定資料の提出について

下記の工事について、次のとおり評価項目算定資料を提出します。

記

1 件 名

2 履行場所

3 評価項目算定資料

- (1) 企業工事成績対象工事一覧 (様式第 2 号)
- (2) 施工実績評価資料 (様式第 3 号)
- (3) ISO 及びエコアクション 21 取得評価資料 (様式第 4 号)
- (4) 指名停止評価資料 (様式第 5 号)
- (5) 若手・女性人材活用計画書 (様式第 6 号)
- (6) 本店、支店及び営業所評価資料 (様式第 7 号)
- (7) 地元企業活用計画書 (様式第 8 号)
- (8) 技術者雇用評価資料 (様式第 9 号)
- (9) 地域防災力評価資料 (様式第 10 号)
- (10) 配置予定技術者工事成績対象工事一覧 (様式第 11 号)
- (11) 配置予定技術者施工実績評価資料 (様式第 12 号)
- (12) 配置予定技術者継続教育評価資料 (様式第 13 号)
- (13) 施工計画書 (様式第 14 号)

発行責任者及び担当者

・発行責任者

(電話番号)

・担 当 者

(電話番号)

企業工事成績対象工事一覧

件名： _____

商号又は名称： _____

評価対象工事の 実績の有無		☐ 有（有の場合は、下表に対象工事の実績を記入してください。） ☐ 無						
件 数	件名	履行場所	履行期間	請負金額（税込み） （単位円）	発注担当課	工事成績 評定点（点）	優良 対象	備考
①	（例）●●●●工事	前橋市〇〇町〇〇地内	令和□年 月 日 ～令和 年 月 日	210, 000, 000	〇〇〇〇課	8 2	○	
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								

（注）対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。

施 工 実 績 評 価 資 料

件名：_____

商号又は名称：_____

建設業許可番号：_____

評価対象工事の 実績の有無		☐ 有（有の場合は、下表に実績を記入してください。） ☐ 無
工 事 概 要 等	発注者名	
	件 名	
	履行場所	
	請負金額	円（ 円）
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	（記載例） ・管推進工 工事延長 L＝〇〇〇．〇m 管推進工（φ〇〇〇mm） L＝〇〇〇．〇m（〇スパン） マンホール設置工（φ〇〇〇mm） 〇 箇所
CORINS登録の 有無	☐ 有（CORINS登録番号） ☐ 無	

（注）

- 記載する同種工事の元請けとして施工した実績は、1件でよい。
- 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。

I S O及びエコアクション21取得評価資料

件名：_____

商号又は名称：_____

【I S O】

取 得 の 有 無	☐ 有（有の場合は、下表に取得状況を記入してください。） ☐ 無
I S Oの種類	
登 録 証 番 号	
登 録 日	
更 新 日	
有 効 期 限	
I S Oの種類	
登 録 証 番 号	
登 録 日	
更 新 日	
有 効 期 限	

【エコアクション21】

取 得 の 有 無	☐ 有（有の場合は、下表に取得状況を記入してください。） ☐ 無
認証・登録番号	
関 連 事 業 所	
認証・登録日	
有 効 期 限	

指名停止評価資料

件名：_____

商号又は名称：_____

指名停止の有無	☐ 有（有の場合は、下表に記入してください。） ☐ 無
文 書 番 号 及 び 期 日	前契発第 号 年 月 日
指 名 停 止 期 間	週間・ヶ月 (年 月 日から 年 月 日まで)
指 名 停 止 理 由	
文 書 番 号 及 び 期 日	前契発第 号 年 月 日
指 名 停 止 期 間	週間・ヶ月 (年 月 日から 年 月 日まで)
指 名 停 止 理 由	
文 書 番 号 及 び 期 日	前契発第 号 年 月 日
指 名 停 止 期 間	週間・ヶ月 (年 月 日から 年 月 日まで)
指 名 停 止 理 由	
文 書 番 号 及 び 期 日	前契発第 号 年 月 日
指 名 停 止 期 間	週間・ヶ月 (年 月 日から 年 月 日まで)
指 名 停 止 理 由	

若手・女性人材活用計画書

件名：_____

商号又は名称：_____

若手・女性人材 活用計画		☐ 有（有の場合は、下表の該当する職種欄に記入及びチェックしてください。） ☐ 無
現場代理人	氏名	
	生年月日	
	区分	☐ 若手（40歳未満） ☐ 女性
	資格名称	
担当技術者	氏名	
	生年月日	
	区分	☐ 若手（40歳未満） ☐ 女性
	資格名称	
主任技術者 (監理技術者)	氏名	
	生年月日	
	区分	☐ 若手（40歳未満） ☐ 女性
	資格名称	

(注)

- 1 担当技術者については、複数の者を専任で配置することができる。
- 2 配置予定技術者として複数の候補者を申請している場合において、本計画書に該当する者がいるときは、その者について記載すること。
- 3 担当技術者又は配置予定技術者について、複数の者を申請する場合は、適宜、枚数を増やすこと。

本店、支店及び営業所評価資料

件名：_____

商号又は名称：_____

本店の所在地	
支店又は営業 所の所在地 1	
支店又は営業 所の所在地 2	

(注) 本店所在地については、必ず記載すること。

地 元 企 業 活 用 計 画 書

件名：_____

商号又は名称：_____

地元企業の活用	前橋市内に本店、支店、営業所又は 工場等を有する地元企業を [活用します。 活用しません。] ※活用する場合は下欄に地元企業の活用率を記入すること。
地元企業の活用率	本工事における、地元企業活用計画は以下のとおりです。 活用率：_____ % ※活用率＝ $\frac{\text{（地元企業による施工金額及び地元企業からの資材調達金額の合計）}}{\text{元請金額}} \times 100$

(注)

- 1 本計画書により確認される活用率が0%の場合であっても、提出すること。
- 2 元請業者が地元企業の場合であって、下請けに付さない場合は活用率100%となる。

技 術 者 雇 用 評 価 資 料

件名：_____

商号又は名称：_____

技 術 職 員 数	人
-----------	---

(注) 落札者決定基準に定める算式により算定した合計値を記入すること。

地域防災力評価資料

件名：_____

商号又は名称：_____

1. 応急対策実績

実績の有無	☐ 有（有の場合は、下表に実績を記入してください。） ☐ 無
名 称	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
場 所	
内 容 (具体的に)	
名 称	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
場 所	
内 容 (具体的に)	
名 称	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
場 所	
内 容 (具体的に)	

(注) 本市が管理する社会資本に関して、災害又は事故等により緊急に維持修繕を実施したものを対象とする。

2. 災害時協定を締結した団体としての活動実績

実績の有無	☐ 有（有の場合は、下表に実績を記入してください。） ☐ 無
活動団体	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動場所	
活動内容 (具体的に)	
活動団体	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動場所	
活動内容 (具体的に)	
活動団体	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動場所	
活動内容 (具体的に)	

配置予定技術者工事成績対象工事一覧

件名 : _____

商号又は名称 : _____

配置予定技術者名 : _____

評価対象工事の 実績の有無		☐ 有（有の場合は、下表に対象工事の実績を記入してください。） ☐ 無						
件 数	件名	履行場所	履行期間	請負金額（税込み） （単位円）	発注担当課	工事成績 評定点（点）	優良 対象	備考
①	〇〇〇〇〇〇事業 （主）〇〇〇〇線	前橋市〇〇町〇〇地内	年 月 日 ～ 年 月 日	210, 000, 000	〇〇〇〇課	8 2	○	
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								

（注）対象工事件数が多い場合は、適宜、行数又は枚数を増やすこと。

配置予定技術者施工実績評価資料

件名 : _____
 商号又は名称 : _____
 建設業許可番号 : _____

区分	☐ 主任技術者・ ☐ 監理技術者			
所有資格登録番号			取得年月日	
評価対象工事の施工実績の有無	☐ 有（有の場合は、下記に記入してください。） ☐ 無			
工 事 概 要 等	発注者名			
	件 名			
	履行場所			
	請負金額	円（ 円）		
	履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	工事概要	（記載例） ・管推進工 工事延長 L＝〇〇〇. 〇m 管推進工（φ〇〇〇mm） L＝〇〇〇. 〇m（〇スパン） マンホール設置工（φ〇〇〇mm） 〇 箇所		
CORINS登録の有無	☐ 有（CORINS登録番号） ☐ 無			

- （注）
- 記載する同種工事の元請けとして施工した実績は、1 件でよい。
 - 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。

配置予定技術者継続教育評価資料

件名：_____

商号又は名称：_____

区分	☐ 主任技術者・ ☐ 監理技術者		
所有資格 登録番号		取得年月日	
継続教育評価実績 の有無	☐ 有（有の場合は、下記に記入してください。） ☐ 無		
所 属 団 体 名			
C P D 登 録 番 号			
取 得 単 位			
取 得 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
所 属 団 体 名			
C P D 登 録 番 号			
取 得 単 位			
取 得 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
所 属 団 体 名			
C P D 登 録 番 号			
取 得 単 位			
取 得 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		

施 工 計 画 書

件名：_____

商号又は名称：_____

施工上の課題	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

(注) 一つの項目欄は1提案とし、複数記載しないこと。

様式第 1 5 号

令和 年 月 日

総合評価方式に関する評価調書

契約番号	発注担当課	工 事 名	工 事 箇 所	予定価格 (税抜) (円)	低入札調査基準価格 (税抜) (円)	失格基準価格 (税抜) (円)	工 事 概 要

【落札者決定基準】

価格点	価格以外の評価項目及び評価点															合計	
	企業関係評価項目						社会的条件関係評価項目				技術者関係評価項目				小計		
	工事成績評定	優良工事の受賞	施工実績	ISO認証取得	指名停止状況	若手・女性人材の活用状況	施工計画	本支店営業所状況	地元企業活用計画	技術者の雇用 (技術職員数)	技術者の雇用 (新規若年技術職員)	地域防災力	工事成績評定	優良工事の受賞			施工実績

【価格以外の評価結果】

入 札 者	企業関係評価項目							社会的条件関係評価項目					技術者関係評価項目				合計	備考
	工事成績評定	優良工事の受賞	施工実績	ISO認証取得	指名停止状況	若手・女性人材 の活用状況	施工計画	本支店営業所状況	地元企業活用計画	技術者の雇用 (技術職員数)	技術者の雇用 (新規若年技術職員)	地域防災力	工事成績評定	優良工事の受賞	施工実績	継続教育		
①																		
②																		
③																		
④																		
⑤																		
⑥																		
⑦																		
⑧																		
⑨																		

【総合評価結果】

入 札 者	入札書記載金額(税抜き) (円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札者
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					

総合評価落札方式による入札を行った理由	
---------------------	--

落札者決定理由	
---------	--